

事 調 第 6 1 0 号  
 令和 3 年 10 月 12 日

各（総合）振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

1 日未満で完了する作業の積算について

1 日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、実際の費用と発注者の積算に乖離が認められた場合、乖離を解消するため、次のとおり積算方法の取り扱いを定め、積算基準日が令和 3 年 12 月 21 日以降の工事から適用することとしたので通知します。

記

1. 対象工事

対象となる工事は、下表に記載の施工パッケージ、土木工事標準単価、土地改良事業等適用標準歩掛を使用している工事とする。（以下対象歩掛とする）

項目	種別	工種	単位	作業日当たり標準作業量	適用
施工パッケージ	土工	床堀	m <sup>3</sup>	32	・床堀は、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）の場合に限って適用する
		舗装版破碎積込	m <sup>2</sup>	23	
		法面整形	m <sup>2</sup>	各条件による	
	共通工	舗装版切断	m	各条件による	
		舗装版破碎	m <sup>2</sup>	各条件による	
		殻運搬		各条件による	
		基礎碎石	m <sup>2</sup>	155	・基礎碎石、裏込碎石に係る作業を一連の作業として判定する。
		裏込碎石	m <sup>3</sup>	38	
	コンクリート工	コンクリート	m <sup>3</sup>	各条件による	・コンクリートに係る一連の作業として判定する
		型枠	m <sup>2</sup>	各条件による	・型枠に係る一連の作業として判定する
	水路工	ボックスカルバート掘付	m	各条件による	
	管渠工	ヒューム管(B型)機械布設	m	各条件による	
	道路工	不陸整正	m <sup>2</sup>	1,510	・不陸整正、下層路盤(車道・路肩部)、上層路盤(車道・路肩部)(条件区分で材料が「粒度調整碎石」に限る。)に係る一連の作業として判定する。
		下層路盤(車道・路肩部)	m <sup>2</sup>	940	
		上層路盤(車道・路肩部)	m <sup>2</sup>	瀝青安定処理 ：各条件による 粒度調整碎石 ：940	
		下層路盤(歩道部)	m <sup>2</sup>	268	
		上層路盤(歩道部)	m <sup>2</sup>	268	
				下層路盤(歩道部)、上層路盤(歩道部)に係る一連の作業として判定する。	

施工パッケージ		基層(車道・路肩部)	m2	各条件による	・上層路盤(車道・路肩部)(条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る)、基層(車道・路肩部)、中間層(車道部・路肩部)、表層(車道・路肩部)に係る一連の作業として判定する。 ・基層(歩道部)、中間層(歩道部)、表層(歩道部)に係る一連の作業として判定する。
		中間層(車道・路肩部)	m2	各条件による	
		表層(車道・路肩部)	m2	各条件による	
		基層(歩道部)	m2	各条件による	
		中間層(歩道部)	m2	各条件による	
		表層(歩道部)	m2	各条件による	
		アスカーブ	m2	280	
	その他	プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以下:4 2,000kg基を超え4,000kg以下:3	
		プレキャストL型側溝(製品長0.6m/個)	m	L型側溝本体:33 L型側溝+基礎 砕石:29	
		暗渠排水管	m	各条件による	
	フィルター材	m3	36		
土木工事標準単価	標準単価	区画線設置(溶融式・手動)	m	各条件による	
		区画線設置(ペイント式・車載式)	m	各条件による	
土地改良事業等適用標準歩掛	参考歩掛	アスファルト舗装(取付道路)	m2	各条件による	

## 2. 適用条件 (別紙1参照)

- (1) 本基準は、対象歩掛を使用して積算する変更積算にのみ適用する。
- (2) 施工実施にあたり1日未満で完了する作業量の作業が見込まれる場合に本基準を用いて積算するものとする。
- (3) 施工前に受注者から当該積算の適用について申し出があった作業を対象に、施工実態を確認し受発注者間の協議によって、その施工方法が工事全体の工程上1日未満の施工にならざるを得なかったことを確認し、適用の可否を判断する。  
受注者が提出する本基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用を示す資料(契約書、請求書等))によって通常の積算方法との2割以上乖離が確認出来ない場合は、適用しない。
- (4) 同一作業員の作業が、他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には当該積算は通用しない。

### 3. 判定方法

1日未満で完了する作業の判定は、次の方法によるものとする。

(1) 対象歩掛が1つ、かつ条件区分が1つの場合

$x/D < 1$  の場合に1日未満で完了する作業とする。

$x$  : 作業量

$D$  : 作業日当り標準作業量

(2) 複数の対象歩掛かり若しくは条件区分を一連の作業として判定する場合の判定方法

(3) 判定に使用する作業量の考え方

・判定に使用する作業量は、対象歩掛毎の作業量とする。ただし、表の摘要欄に、関連する対象歩掛を一連の作業として判定する旨の記載があるものについては、摘要欄の記載によるものとする。

・一つの対象歩掛で異なる条件区分の作業量がある場合には、一連の作業として判定する。

・判定に使用する作業量は、1箇所当たりの作業量とする。

・施工箇所の点在範囲が1km程度を越えるなど、同一施工箇所として取り扱えないと判断する場合には、別箇所として扱うものとする。

ただし、同日に施工した部分については、一連の作業として判定する。

・上記以外は、1工事の全作業量を1箇所当たりの作業量とする。

・日々の作業量が受注者の責によらず制約される場合、その他の現場条件等により、上記のよりがたい場合は別途考慮出来るものとする。

### 4. 積算方法について

1日未満で完了する作業の積算は、以下の方法によるものとする。

(1) 対象歩掛が1つ、かつ条件区分が1つの場合の積算方法

1)  $x/D < 1/2$  の場合

機械及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当たりの標準作業量の1/2の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

2)  $1/2 \leq x/D < 1$  の場合

機械及び労務費は、作業量にかかわらず、作業量日当たりの標準作業量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

(2) 複数の対象歩掛若しくは条件区分を一連の作業として判定する場合の積算方法

$\alpha \times \sum (x_i/D_i) = 1$  となる  $\alpha$  を計算し、 $\alpha \times x_i$  をそれぞれの対象歩掛や条件区分の修正作業日当たり標準作業量  $D'_{i}$  とする。

1)  $\sum (x_i/D_i) < 1/2$  の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの対象歩掛や条件区分に

において、修正作業日当たり標準作業量  $D' i$  の  $1/2$  の量を実施した場合の金額を計上する。

2)  $1/2 \leq \sum (x_i/D_i) < 1$  の場合

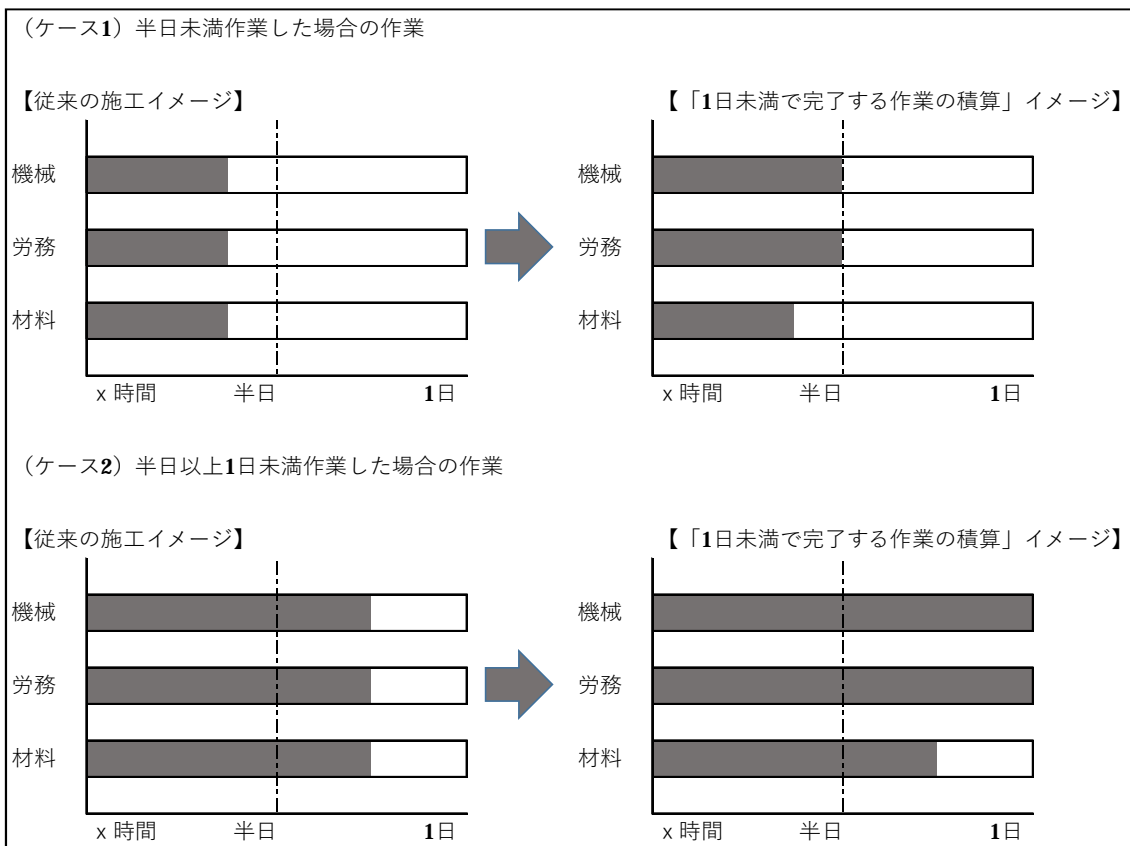
機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの対象歩掛や条件区分において、修正作業日当たり標準作業量  $D' i$  の  $1/2$  の量を実施した場合の金額を計上する。材料費はそれぞれの対象歩掛や条件区分の作業量分の金額を計上する。

(3) 端数処理

- 1) 作業日当たりの標準作業量  $D$  の  $1/2$  の量は、整数とし、小数第 1 位を四捨五入する。ただし、作業日当たり標準作業量  $D$  が少数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようにする。
- 2)  $\alpha$  は、少数第 2 位までとし、小数第 3 位を四捨五入する。
- 3) 修正作業日当たり標準作業量  $D' i$  は、整数とし、小数第 1 位を四捨五入する。ただし、各対象歩掛における各条件区分の作業日当たり標準作業量  $D_i$  が少数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようにする。
- 4)  $D' i$  の  $1/2$  の量は、 $D' i$  を計算した上で、1) と同様とする。

6 参考資料

7-1 機械費・労務費及び材料費の積算金額のイメージ



## 7-2 積算例

### (1) 対象歩掛が1つ、かつ条件区分が1つの場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
対象歩掛	m	$x_1 = 200$	<b>D1=800</b>

#### 1) 判定

$$x_1/D_1 = 200/800 = 0.25 < 1$$

従って、この場合は、 $x/D < 1$ なので、1日未満で完了する作業に該当する。

#### 2) 積算

$$x_1/D_1 < 1/2 \text{ より}$$

対象歩掛1：機械費及び労務費は、 $D_1/2 = 400m$ 分の金額を計上する。

材料費は、設計数量  $x_1 = 200m$ 分の金額を計上する。

### (2) 複数の対象歩掛もしくは条件区分を一連の作業として判定する場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
対象歩掛1	m	$x_1 = 200$	<b>D1=800</b>
対象歩掛2	m2	$x_2 = 100$	<b>D2=300</b>
対象歩掛3	m3	$x_3 = 5$	<b>D3= 50</b>

#### 1) 判定

$$\begin{aligned} \Sigma (x_i/D_i) &= x_1/D_1 + x_2/D_2 + x_3/D_3 = 200/800 + 100/300 + 5/50 \\ &= 0.68 < 1 \end{aligned}$$

従って、この場合は、 $\Sigma (x_i/D_i) < 1$ なので、作業量が1日未満で完了する作業に該当する。

#### 2) 積算

$$\alpha \times \Sigma (x_i/D_i) = \alpha \times (200/800 + 100/300 + 5/50) = 1 \text{ となる } \alpha \text{ を計算する。}$$

$$\alpha = 1.463 \cdots 1.46$$

修正作業日当たり標準作業量

$$\text{対象歩掛1 : } D'_1 = \alpha \times x_1 = 1.46 \times 200 = 292$$

$$\text{対象歩掛2 : } D'_2 = \alpha \times x_2 = 1.46 \times 100 = 146$$

$$\text{対象歩掛3 : } D'_3 = \alpha \times x_3 = 1.46 \times 5 = 7.3$$

$$1/2 \leq \Sigma (x_i/D_i) = 0.68 < 1 \text{ より}$$

対象歩掛1：機械費及び労務費は、 $D'_1 = 292m$ 分の金額を計上する。

材料費は、 $x_1 = 200m$ 分の金額を計上する

対象歩掛2：機械費及び労務費は、 $D'_2 = 146m^2$ 分の金額を計上する。

材料費は、 $x_2 = 100m^2$ 分の金額を計上する

対象歩掛3：機械費及び労務費は、 $D'_3 = 7m^3$ 分の金額を計上する。

材料費は、 $x_3 = 5m^3$ 分の金額を計上する。

7 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載について

- (1) 入札公告及び入札説明書に下記の記載例を参考とし、「一日未満で完了する作業の積算について」の対象であることを明示するものとする。
- (2) 特記仕様書に「1日未満で完了する作業の積算について」の対象であることを明示するものとする。

【入札公告記載例】

1 入札に付する事項

(○) 「1日未満で完了する作業の積算について」の対象工事

この工事は、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、対象歩掛と乖離があった場合において、1日未満で完了する作業の積算の適用について工事監督員と協議し、設計変更することができる。

【入札説明書記載例】

1 入札に付する事項

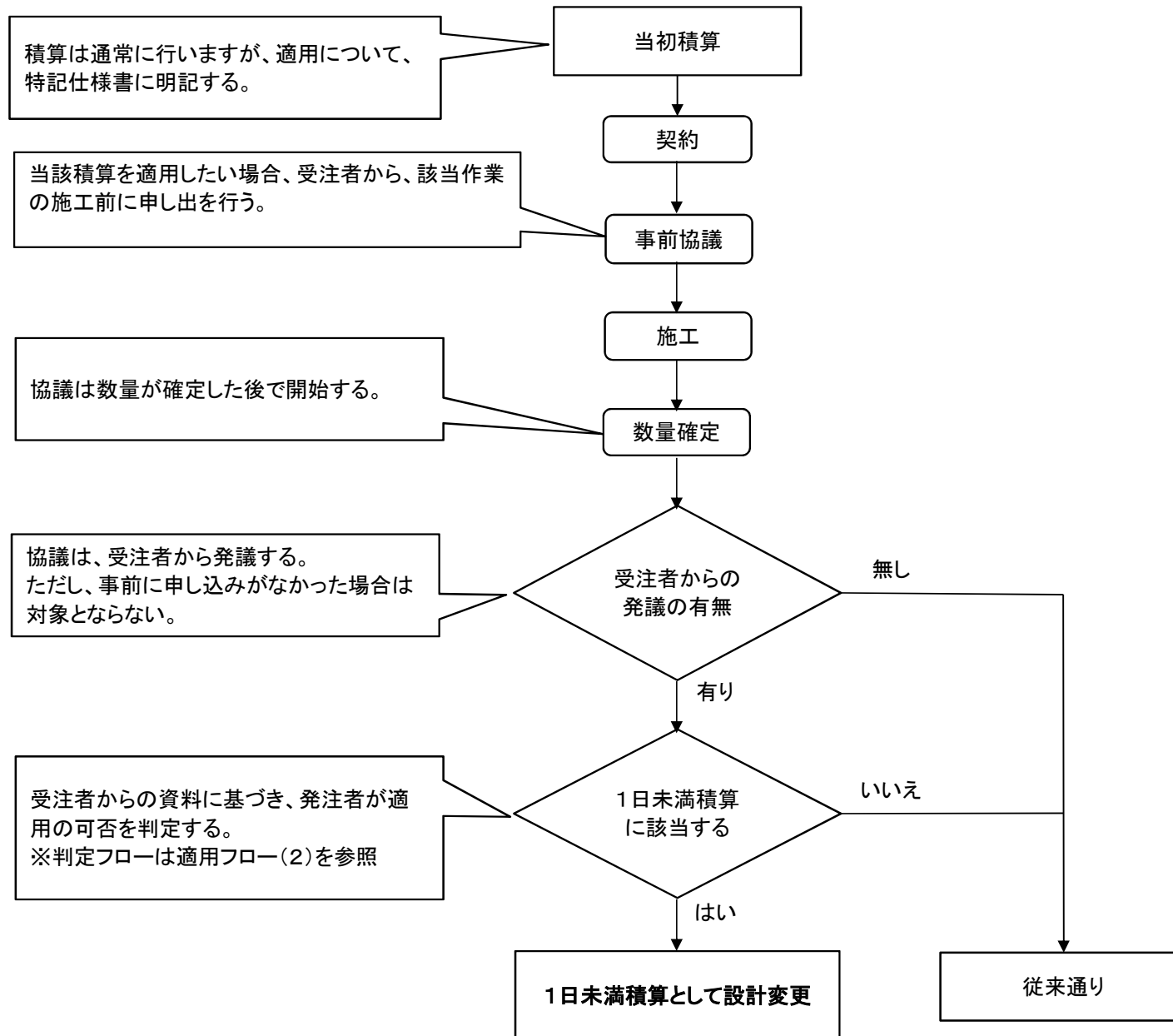
(○) 「1日未満で完了する作業の積算について」の対象工事

この工事は、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、対象歩掛と乖離があった場合において、1日未満で完了する作業の積算の適用について工事監督員と協議し、設計変更することができる。

設計積算係 内線 27-186  
調整係 内線 27-169

別紙1

適用フロー(1) 全体フロー



適用フロー(2) 判定フロー

